

栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務

(2) 業務内容

「栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務 仕様書」の通り

(3) 業務期間

契約締結日 から 令和9年3月26日 まで

3. 見積限度額

本業務に係る委託料の上限は、40,458千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4. 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

5. 契約

(1) 本業務に係る契約行為は、優先交渉者の決定後、仕様書協議・見積書提出の上、随意契約を締結する。

(2) 見積書は、任意様式とするが、金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。また宛名は栗東市長とすること。

## 6. 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年6月8日(月)	市ホームページに掲載
質問書提出期間	令和8年6月15日(月) 12:00まで	【電子メール】
質問書回答	令和8年6月19日(金)	市ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和8年6月25日(木) 12:00まで	【持参又は郵送】
参加資格審査の結果通知	令和8年7月2日(木)	郵送及び電子メールにて通知
企画提案書等の提出期限	令和8年7月9日(木) 12:00まで	【持参又は郵送】
書類審査結果通知 (5者以上の申込があった場合のみ)	令和8年7月16日(木)	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーションの実施	令和8年7月23日(木)	
選定結果の通知	令和8年7月下旬	郵送にて通知 また市ホームページに掲載
契約締結	令和8年7月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められること。
  - (イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認

められること。

(オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でなく、かつ、他の地方公共団体において建設工事等に係る指名停止の措置期間中でないこと。

(6) 国又は地方公共団体からの同種又は類似業務の受託実績があること。ただし、令和8年5月31日時点で履行中の業務は対象外とする。

## 8. 質疑・回答

(1) 提出方法 質問書（任意様式）により、電子メールにて提出すること。

電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和8年6月15日（月）12時00分まで（必着）

(3) 提出先 栗東市都市整備部栗東ホースパーク整備課

電話番号 077-551-0478

FAX 077-552-7000

メールアドレス horsepark@city.ritto.lg.jp

(4) 回答方法 令和8年6月19日（金）に市ホームページに掲載する。

## 9. 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、本市の競争入札参加資格を有さない事業者については（オ）を、支店名で本プロポーザルへ参加を希望する場合は（カ）を提出すること。

(ア)参加意思表明書（様式第1号）

(イ)事業者概要書（様式第2号）

(ウ)実績表（様式第3号）

(エ)7. 参加資格における(1)から(5)を全て満たしていることを誓約する書面（任意様式）

(オ)法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、及び市町村税の未納がない旨の納税証明書。個人にあっては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納外ない旨の納税証明書。

(カ)委任状

(2) 提出期限 令和8年6月25日（木）12時00分まで（必着）

(3) 提出先 栗東市都市整備部栗東ホースパーク整備課

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和8年7月2日（木）までに文書（郵送及び電子メール）にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

## 10. 企画提案書等作成方法及び提出方法

### (1) 作成方法

企画提案書については、次の事項に留意し作成すること。

(ア) A4版、用紙縦置き、横書き、両面印刷、左綴じで製本すること。

(イ) 表紙及び目次を除く30ページ（用紙15枚）以内で記載すること。なお、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。

(ウ) 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、記載すべき項目及び記載順は、「審査要領別紙 栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務 審査基準表」（以下「審査基準表」という。）のとおりとする。

(エ) 担当者評価については、主任技術者に関する資料のみで良いが、業務実績が確認できる資料の写しを添付すること。

### (2) 提出部数

企画提案書については、正本一部及び副本9部、見積書については正本1部及び副本1部を提出すること。

(3) 提出期限 令和8年7月9日（木）12時00分まで（必着）

(4) 提出先 栗東市都市整備部栗東ホースパーク整備課

### (5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

## 11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

なお、配点については、審査基準表のとおりである。

### (1) 書類審査

① 審査基準表に定める【1事業者概要】【3価格（見積額）】に対する審査を行う。

② 提案事業者が5者以上の場合については、書類審査にて上位4者を選考する。落選者には、令和8年7月16日（木）を目途に、文書（郵送及び電子メール）にて通知する。

### (2) プレゼンテーション審査の実施

審査基準表に定める【2提案内容】に対する審査を行う。審査の概要は次の通りとし、時間・場所等の詳細については、提案事業者に対し通知する。なお、プレゼンテーション審査については、原則対面形式とする。

#### ① 開催日

令和8年7月23日（木）

#### ② 開催場所

栗東市役所内会議室

#### ③ プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間

20分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。

#### ④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は1者につき5名以内とする。

⑤ 備品

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器については、参加事業者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは栗東市で用意可能であるため、使用する場合は事前に申し出ること。

⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料については、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

⑦ 業務関係者の参加

プレゼンテーション審査には、審査委員会のメンバー以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行うものとする。

1 2. 審査結果

審査結果については、令和8年7月下旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出については、1者につき1案のみとする。

1 4. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (ア)参加資格要件を満たしていない場合
- (イ)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ)実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (エ)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ)説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (カ)見積書の金額が「3. 見積限度額」に記載の金額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問合せ先

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市都市整備部栗東ホースパーク整備課 担当：金澤

電話番号 077-551-0478

FAX 077-552-7000

メールアドレス horsepark@city.ritto.lg.jp